

一般社団法人想造おあしす 定款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人想造おあしすと称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を岡山県浅口市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 当法人は、浅口市に関する情報発信の源として、浅口市民をはじめ周辺住民、全国の人々に向けて地元商業、特産品、イベント・セミナー等の開催を広告及び宣伝することによって、浅口市を「人が集う居心地のよい街」、「活気あふれる街」にするとともに、地域経済の発展と生活・文化の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. イベントの企画、制作、運営、開催及びこれらに付随するコンサルタント業務並びに広報活動
2. 交流会、講演会、講習会等の企画、立案、実施
3. 地域振興及び地域開発等に関する調査、研究、企画、請負及びこれらに付随するコンサルタント業務
4. インターネットポータルサイトの企画、制作、管理、運営
5. インターネットウェブコンテンツの企画、制作、運営
6. インターネットを利用した情報システム及びデータベースの構築
7. 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第 5 条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第3章 社員及び会員

(法人の構成員)

第6条 当法人の会員は、次の3種とする。なお、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会し、当法人の活動に積極的に関与する個人及び団体

(2) 準会員 当法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める入会の申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(会費等)

第8条 会員は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、入会金及び会費として、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第9条 正会員及び準会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において、正会員の3分の2以上の同意により、当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) 当法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、当該会員に対しその旨を通知するものとする。

(社員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を半年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該会員が後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (4) 当該会員が死亡又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書に承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。なお、社員総会は、社員総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、

社員総会の招集を請求することができる。

- 3 社員総会を招集するには、理事長は、社員総会の日々の1週間前までに、社員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、その通知を発しなければならない。

(議長)

- 第16条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により、他の理事がこれに代わる。ただし、理事全員に事故があるときは、出席社員の中からこれを選任することができる。

(議決権)

- 第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

- 第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員及び会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 役員等の責任の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

- 第19条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

- 第20条 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知し

た場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことにつき、社員の全員が書面または電子的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 理事及び監事

(役員の設定)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上5名以内

(2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、副理事長、専務理事及び常務理事を若干名置くことができる。

3 当法人の理事長を法人法上の代表理事とし、代表理事以外の理事のうち、専務理事及び常務理事をもって法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定める職務権限規程により、当法人の業務を分担執行する。

- 3 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができる。

第6章 理事会

(構成)

第28条 当法人に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招 集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、他の理事がこれに当たる。

(決 議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第33条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第34条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第24条第3項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 当法人の事業年度は、毎年8月1日に始まり翌年7月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第37条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
 - 2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備えおくとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に

帰属するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 附 則

(最初の事業年度)

第41条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成26年7月31日までとする。

(設立時役員)

第42条 当法人の設立時の役員の氏名及び住所は次のとおりとする。

設立時理事	泉	江 美
設立時理事	小 山	茂
設立時理事	難 波	正 利
設立時理事	山 崎	辰 弥
設立時理事	清 水	哲 也
設立時監事	藤 井	進 彦

(設立時社員の氏名又は名称)

第43条 当法人の設立時社員の氏名は次のとおりとする。

設立時社員	泉	江 美
設立時社員	小 山	茂
設立時社員	難 波	正 利
設立時社員	山 崎	辰 弥
設立時社員	清 水	哲 也

(定款に定めのない事項)

第44条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人想造おあしすの設立に際し、設立時社員泉江美、小山茂、難波正利、山崎辰弥、清水哲也の定款作成代理人である上赤晃典は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成25年7月29日

一般社団法人想造おあしす

設立時社員 泉 江 美

設立時社員 小 山 茂

設立時社員 難 波 正 利

設立時社員 山 崎 辰 弥

設立時社員 清 水 哲 也

上記定款作成代理人

岡山市北区伊福町二丁目30番9号

上 赤 晃 典